

社会福祉法人双樹苑役員報酬支給規定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人双樹苑（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（法人を主たる勤務場所とする者）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に、費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次のとおり定めるものとする。

役職名	報酬の額
理事長	月額 260,000円

- (2) 通勤手当については、職員給与規程第13条に準ずる額とし、勤務した日数に応じて支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、無報酬とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人双樹苑役員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費）を支給する。
- (3) 法人業務を行う場合、費用の弁償額は次のとおりとする。

理事会及び評議員会等	5,000円
監査	5,000円

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第3条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する費用は、当該会議等に参加した都度、支給する。

- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、社会福祉法人双樹苑役員等報酬基準を基礎として日割りによって計算する。

- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、1円に切り上げをし、端数処理を行う。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法人第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し、必要事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規定は、平成19年4月1日より施行する。

この規定は、平成28年4月1日より施行する。

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

この規定は、令和6年4月1日より施行する。

この規定は、令和7年4月1日より施行する。

この規定は、令和7年7月1日より施行する。